

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和5年7月5日付平企財収第26号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月31日

小平市監査委員 岡 村 健 司

小平市監査委員 虻 川 浩

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和5年4月25日付平監発第3号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

【指摘事項】

1 契約事務について

請書に受注者印の押印がないものなど、主管課における契約事務において、書類の不備等が見受けられたもの。 (文化スポーツ課)

《措置等》

契約行為における請書の重要性を認識するとともに、契約事務を適正に進めるためのチェックリストを活用する。また、事務処理に不備がないよう担当及び係長など複数の目で確認を徹底する。

2 会計年度任用職員任用事務について

任用通知書の勤務時間が守られていないもの。 (文化スポーツ課)

《措置等》

超過勤務にならないよう業務内容の配分に留意する。また、勤務時間の計算において、複数職員による確認を確実にを行うほか、勤務条件承諾書等に記載された所定勤務時間等の条件を、任用される会計年度任用職員と担当職員相互に確認し、遵守する。